

5 大気汚染防止法及び環境確保条例の届出等

(1) ばい煙発生施設等

事業場が条例の工場・指定作業場に該当する場合は、条例の申請・届出も必要なため、各届出先（表 5-1-3）にお問い合わせください。

表 5-1-1 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の届出規定			法
届出種類	事項	期間	罰則 【届出をせず、又は虚偽の届出をした者】
設置	◇名称、住所、代表者名等 ◇事業場名称、所在地 ◇施設の種類 ◆施設の構造 ◆使用の方法 ◆処理の方法	届出受理日から 60 日間の実施制限 (第 10 条 (ばい煙発生施設)、第 17 条の 9 (揮発性有機化合物排出施設)、第 18 条の 32 (水銀排出施設))	3 月以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金 (第 34 条)
変更	上欄◆の変更		
使用	設置届出と同じ	新たに追加された場合、30 日以内に届出	30 万円以下の罰金 (第 35 条)
氏名等変更	◇代表者名、住所 ◇事業所名、所在地	変更後 30 日以内	10 万円以下の過料 (第 37 条)
廃止	◇事業所の廃止 ◇施設の廃止	廃止後 30 日以内に届出	
承継	◇譲り受け◇借り受け ◇相続◇合併◇分割	承継後 30 日以内	

表 5-1-2 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の届出様式				法
届出種類		ばい煙発生施設	揮発性有機化合物排出施設	水銀排出施設
設置	法令根拠	法第 6 条	法第 17 条の 5	法第 18 条の 28
	届出様式	様式第 1	様式第 2 の 2	様式第 3 の 5
変更	届出時期	着工 60 日前	着工 60 日前	着工 60 日前
	法令根拠	法第 8 条	法第 17 条の 7	法第 18 条の 30
使用	届出様式	様式第 1	様式第 2 の 2	様式第 3 の 5
	届出時期	着工 60 日前	着工 60 日前	着工 60 日前
氏名等変更	法令根拠	法第 7 条	法第 17 条の 6	法第 18 条の 29
	届出様式	様式第 1	様式第 2 の 2	様式第 3 の 5
廃止	届出時期	30 日以内	30 日以内	30 日以内
	法令根拠	法第 11 条	法第 17 条の 13 第 2 項	法第 18 条の 36 第 2 項
承継	届出様式	様式第 4	様式第 4	様式第 4
	届出時期	変更後 30 日以内	変更後 30 日以内	変更後 30 日以内
承継	法令根拠	法第 11 条	法第 17 条の 13 第 2 項	法第 18 条の 36 第 2 項
	届出様式	様式第 5	様式第 5	様式第 5
承継	届出時期	廃止後 30 日以内	廃止後 30 日以内	廃止後 30 日以内
	法令根拠	法第 12 条第 3 項	法第 17 条の 13 第 2 項	法第 18 条の 36 第 2 項
承継	届出様式	様式第 6	様式第 6	様式第 6
	届出時期	承継後 30 日以内	承継後 30 日以内	承継後 30 日以内

表 5-1-3 ばい煙発生施設等の届出先（法、条例）

事業場所在地	大気汚染防止法	環境確保条例（工場、指定作業場）
23 区	東京都環境局環境改善部大気保全課	各区役所の環境部署
八王子市	八王子市環境部環境保全課	
多摩地域の市 （八王子市以外）	東京都多摩環境事務所	各市役所の環境部署
多摩地域の町村	環境改善課	
島しょの町村	東京都環境局環境改善部大気保全課	

連絡先

東京都環境局環境改善部大気保全課	03-5388-3492
東京都多摩環境事務所環境改善課	042-523-0238
八王子市環境部環境保全課	042-620-7217

(2) 粉じん発生施設等

表 5-2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

届出種類	条項	事項	期間	様式	法
					罰則 【届出をせず、又は虚偽の届出をした者】
設置	第 18 条第 1 項	◇名称、住所、代表者名等 ◇事業場名称、所在地 ◇施設の種類 ◆施設の構造 ◆使用・管理の方法	事前	第 3	30 万円以下の罰金 (第 35 条)
変更	第 18 条第 3 項	上欄◆の変更	事前		
使用	第 18 条の 2 第 1 項	設置届出と同じ。	新たに追加された場合、30 日以内に届出		
氏名等 変更 廃止 承継	第 18 条の 13	※ばい煙発生施設の届出と同じ。	発生後 30 日以内	第 4 第 5 第 6	10 万円以下の過料 (第 37 条)

備考 事業場が条例の工場・指定作業場に該当する場合は、条例の申請・届出も必要

各届出先は、表 5-1-3 参照

5 届出

表 5-3-1 解体等工事に係る事前調査結果の報告

					法
届出種類	条項	事項※	期間	様式	罰則 【届出をせず、又は虚偽の届出をした者】
調査報告	第 18 条の 15	① 次の②及び③に該当しないとき。 ◇調査の結果 ② 特定工事に該当するとき（法 18 条の 17 に規定する届出対象特定工事を除く。）。 ◇特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ◇特定粉じん排出等作業の種類、実施の期間、方法 ③ 法 18 条の 17 に規定する届出対象特定工事に該当するとき。 ◇②に掲げる事項 ◇特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 の措置に掲げる方法でないときはその理由 ※上記の他、環境省令（法施行規則第 16 条の 7）で定める事項	調査実施後に遅滞なく報告	様式第 3 の 4	30 万円以下の罰金 (第 35 条)

表 5-3-2 特定粉じん（アスベスト）排出等作業の実施の届出（届出対象特定工事）

					法
届出種類	条項	事項	期間	様式	罰則 【届出をせず、又は虚偽の届出をした者】
実施	第 18 条の 17	◇名称、住所、代表者名等 ◇届出対象特定工事の場所、名称 ◇元請業者、自主施工者の名称、住所 ◇作業の種類 ◇作業の実施期間 ◇特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ◇特定粉じん排出等作業の方法 ◇建築物等の配置図その他の環境省令（法施行規則第 10 条の 4）で定める事項	着工の日の 14 日前までに届出	様式第 3 の 5	3 月以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金 (第 34 条)

表 5-4 石綿（アスベスト）含有建築物解体等工事施工計画の届出

表 5-4 石綿（アスベスト）含有建築物解体等工事施工計画の届出					条例
届出種類	条項	事項	期間	様式	罰則 【届出をせず、又は虚偽の届出をした者】
実施	第 124 条	◇名称、住所、代表者名等 ◇届出対象特定工事の名称 ◇石綿の飛散防止方法 ◇排水の処理 ◇石綿濃度の測定 ◇粉じん飛散防止方法 ◇工程図その他	着工の日の 14 日前までに 届出	第 35 号 様式	15 万円以下の罰金 (第 161 条第 2 項)

表 5-5 特定粉じん（石綿、アスベスト）含有建築物解体工事に係る届出先（法、条例）

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口
23 区	全ての工事	各区の環境主管課
八王子市	全ての工事	八王子市環境部環境保全課
多摩地域の その他の市	延べ面積が 2,000 m ² 未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が 2,000 m ² 以上の建築物、 全ての工作物	東京都多摩環境事務所 環境改善課
西多摩郡の町村	全ての工事	東京都多摩環境事務所 環境改善課
島しょの町村	全ての工事	東京都環境局環境改善部 大気保全課

備考 届出窓口の連絡先は、表 5-1-3 参照